

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月28日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池 洋幸

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削除。

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。